

現行条文 (令和3年版)										新条文 (令和4年版)										改定理由
編	章	節	条	項	下項	編	章	節	条	項	下項	編	章	節	条	項	下項			
1	1	1	1	2	1	2. 共通仕様書の適用	受注者は、共通仕様書の適用にあたっては、土木工事にあつては、「地方建設局請負工事監督検査事務処理要領（以下「事務処理要領」という。）」、港湾工事にあつては「請負工事監督・検査事務処理要領」（以下「事務処理要領」という。）に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査（完成検査、既済部分検査）にあつては、予算決算及び会計令（令和元年6月改正政令第44号）（以下「予決令」という。）第101条の3及び4に基づくものであることを認識しなければならない。	1	1	1	1	2	1	2. 共通仕様書の適用	受注者は、共通仕様書の適用にあつては、土木工事にあつては、「地方建設局請負工事監督検査事務処理要領（以下「事務処理要領」という。）」、港湾工事にあつては「請負工事監督・検査事務処理要領」（以下「事務処理要領」という。）に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査（完成検査、既済部分検査）にあつては、予算決算及び会計令（令和3年6月改正 政令第172号）（以下「予決令」という。）第101条の3及び4に基づくものであることを認識しなければならない。	諸法令の改定にともなう				
1	1	1	19	7	1	7. 建設副産物情報交換システム	受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を搬入または搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。	1	1	1	19	7	1	7. 建設副産物情報交換システム	受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を搬入、搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。	取替				
1	1	1	24	3	3		また、記載内容については、工事内容に応じて、道路工事現場における表示施設等の設置基準について（昭和37年8月30日付け道発372号 道路局長通達、最新改正平成18年3月31日付け 国道利37号・国道国防第206号 道路局政課長、国道・防災課長通達）、河川工事等の工事看板の取扱いについて（令和2年2月21日付け 国水環第115号・国水治第135号・国水保第103号・国水海第82号 水管理・国土保全局 河川環境課長、治水課長、保全課長、海岸室長通達）によるものとする。	1	1	1	24	3	3		また、記載内容については、工事内容に応じて、道路工事現場における表示施設等の設置基準について（昭和37年8月30日付け道発372号 道路局長通達、最新改正平成18年3月31日付け 国道利37号・国道国防第206号 道路局政課長、国道・防災課長通達）、河川工事等の工事看板の取扱いについて（令和2年2月21日付け 国水環第115号・国水治第135号・国水保第103号・国水海第82号 水管理・国土保全局 河川環境課長、治水課長、保全課長、海岸室長通達）によるものとする。	取替				
1	1	1	24	3	4		図1-1-2 表示板の例	1	1	1	24	3	4		図1-1-2 表示板の例	取替				
								1	1	1	24	10	1	10. 工事情報共有化	受注者は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図らなければならない。	条文の追加				
								1	1	1	24	10	2		また、情報を交換・共有するにあつては、工事情報共有システム（ASP）を活用することとし、最新版の「土木工事の情報共有システム活用ガイドライン」に基づくこととする。	条文の追加				
								1	1	1	24	10	3		なお、工事で使用する情報共有システムは、最新版の「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件」を満たすものとし、システムのサービス提供者との契約は受注者が行うものとする。	条文の追加				
								1	1	1	24	11	1	11. 不具合等発生時の措置	受注者は、工事施工中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。	条文の追加				
1	1	1	27	1	1	1. 安全指針等の遵守	受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和3年3月）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省 大臣官房技術調査課長、国土交通省 総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（社）日本海上起重技術協会」、「JIS A 8972（斜面・法面工用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条件を超えて受注者を拘束するものではない。	1	1	1	27	1	1	1. 安全指針等の遵守	受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和4年2月）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省 大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（社）日本海上起重技術協会」、「JIS A 8972（斜面・法面工用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条件を超えて受注者を拘束するものではない。	諸基準類の改定にともなう				
1	1	1	31	6	3		受注者は、トンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和元年6月改正経済産業省・国土交通省・環境省 令第1号）16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付けられた特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省 経機発第249号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成28年8月30日付国総環第6号）に基づき指定されたトンネル工用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。	1	1	1	31	6	3		受注者は、トンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和3年2月改正 経済産業省・国土交通省・環境省 令第1号）16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付けられた特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成28年8月30日付国総環第6号）に基づき指定されたトンネル工用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。	諸法令の改定にともなう				
1	1	1	31	9	1	9. 特定調達品目	受注者は、資材（材料及び機材を含む）、工法、建設機械または目的物の使用にあつては、環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成27年9月改正法律第66号）「グリーン購入法」という。）第2条に規定する環境物品等を用いる。）の使用を積極的に推進するものとする。	1	1	1	31	9	1	9. 特定調達品目	受注者は、資材（材料及び機材を含む）、工法、建設機械または目的物の使用にあつては、環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（令和3年5月改正 法律第36号）「グリーン購入法」という。）第2条に規定する環境物品等を用いる。）の使用を積極的に推進するものとする。	諸法令の改定にともなう				
1	1	1	33	5	1	5. 交通安全法令の遵守	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあつては、交通安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和2年3月改正内閣府・国土交通省 令第1号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省 道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省 道路局政課長、国道・防災課長通知平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省 道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。	1	1	1	33	5	1	5. 交通安全法令の遵守	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあつては、交通安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和3年6月改正 内閣府・国土交通省 令第2号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局政課長、国道・防災課長通知平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。	諸法令の改定にともなう				
1	1	1	33	14	1	14. 通行許可	受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成31年3月改正政令第41号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和2年6月改正政令第181号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和2年6月改正法律第52号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	1	1	1	33	14	1	14. 通行許可	受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成31年3月改正 政令第41号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和3年6月改正 政令第172号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和2年6月改正 法律第52号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	諸法令の改定にともなう				
1	1	1	35	1	4	(2) 建設業法（令和元年6月改正 法律第37号）		1	1	1	35	1	4	(2) 建設業法（令和3年5月改正 法律第48号）	諸法令の改定にともなう					
1	1	1	35	1	10	(8) 雇用保険法（令和2年6月改正 法律第54号）		1	1	1	35	1	10	(8) 雇用保険法（令和3年6月改正 法律第58号）	諸法令の改定にともなう					
1	1	1	35	1	12	(10) 健康保険法（令和2年6月改正 法律第52号）		1	1	1	35	1	12	(10) 健康保険法（令和3年6月改正 法律第66号）	諸法令の改定にともなう					
1	1	1	35	1	15	(13) 出入国管理及び難民認定法（令和元年12月改正 法律第63号）		1	1	1	35	1	15	(13) 出入国管理及び難民認定法（令和3年6月改正 法律第69号）	諸法令の改定にともなう					
1	1	1	35	1	16	(14) 道路法（令和2年6月改正 法律第49号）		1	1	1	35	1	16	(14) 道路法（令和3年3月改正 法律第9号）	諸法令の改定にともなう					
1	1	1	35	1	19	(17) 道路運送車両法（令和2年3月改正 法律第5号）		1	1	1	35	1	19	(17) 道路運送車両法（令和3年5月改正 法律第37号）	諸法令の改定にともなう					
1	1	1	35	1	22	(20) 河川法（平成29年6月改正 法律第45号）		1	1	1	35	1	22	(20) 河川法（令和3年5月改正 法律第31号）	諸法令の改定にともなう					
1	1	1	35	1	25	(23) 港則法（平成29年6月改正 法律第55号）		1	1	1	35	1	25	(23) 港則法（令和3年6月改正 法律第53号）	諸法令の改定にともなう					
1	1	1	35	1	27	(25) 下水道法（平成27年5月改正 法律第22号）		1	1	1	35	1	27	(25) 下水道法（令和3年5月改正 法律第31号）	諸法令の改定にともなう					
1	1	1	35	1	28	(26) 航空法（令和2年6月改正 法律第61号）		1	1	1	35	1	28	(26) 航空法（令和3年6月改正 法律第65号）	諸法令の改定にともなう					
1	1	1	35	1	32	(30) 環境基本法（平成30年6月改正 法律第50号）		1	1	1	35	1	32	(30) 環境基本法（令和3年5月改正 法律第36号）	諸法令の改定にともなう					
1	1	1	35	1	40	(38) 文化財保護法（令和2年6月改正 法律第41号）		1	1	1	35	1	40	(38) 文化財保護法（令和3年4月改正 法律第22号）	諸法令の改定にともなう					
1	1	1	35	1	43	(41) 消防法（平成30年6月改正 法律第67号）		1	1	1	35	1	43	(41) 消防法（令和3年5月改正 法律第36号）	諸法令の改定にともなう					
1	1	1	35	1	45	(43) 建築基準法（令和2年6月改正 法律第43号）		1	1	1	35	1	45	(43) 建築基準法（令和3年5月改正 法律第44号）	諸法令の改定にともなう					
1	1	1	35	1	47	(45) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成26年6月改正 法律第55号）		1	1	1	35	1	47	(45) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（令和3年5月改正 法律第37号）	諸法令の改定にともなう					
1	1	1	35	1	50	(48) 海上交通安全法（平成28年5月改正 法律第42号）		1	1	1	35	1	50	(48) 海上交通安全法（令和3年6月改正 法律第53号）	諸法令の改定にともなう					
1	1	1	35	1	52	(50) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（令和元年5月改正 法律第18号）		1	1	1	35	1	52	(50) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（令和3年5月改正 法律第43号）	諸法令の改定にともなう					
1	1	1	35	1	53	(51) 船員法（平成30年6月改正 法律第41号）		1	1	1	35	1	53	(51) 船員法（令和3年6月改正 法律第75号）	諸法令の改定にともなう					
1	1	1	35	1	55	(53) 船舶安全法（平成29年5月改正 法律第41号）		1	1	1	35	1	55	(53) 船舶安全法（令和3年5月改正 法律第43号）	諸法令の改定にともなう					
1	1	1	35	1	57	(55) 自然公園法（令和元年6月改正 法律第37号）		1	1	1	35	1	57	(55) 自然公園法（令和3年5月改正 法律第29号）	諸法令の改定にともなう					
1	1	1	35	1	58	(56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（令和元年6月改正 法律第37号）		1	1	1	35	1	58	(56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（令和3年5月改正 法律第37号）	諸法令の改定にともなう					
1	1	1	35	1	59	(57) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成27年9月改正 法律第66号）		1	1	1	35	1	59	(57) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（令和3年5月改正 法律第36号）	諸法令の改定にともなう					
1	1	1	35	1	62	(60) 漁業法（令和元年5月改正 法律第1号）		1	1	1	35	1	62	(60) 漁業法（令和3年5月改正 法律第47号）	諸法令の改定にともなう					
1	1	1	35	1	65	(63) 厚生年金保険法（令和2年6月改正 法律第40号）		1	1	1	35	1	65	(63) 厚生年金保険法（令和3年6月改正 法律第66号）	諸法令の改定にともなう					
1	1	1	35	1	66	(64) 航路標識法（平成28年5月改正 法律第42号）		1	1	1	35	1	66	(64) 航路標識法（令和3年6月改正 法律第53号）	諸法令の改定にともなう					
1	1	1	35	1	70	(68) 所得税法（令和2年3月改正 法律第8号）		1	1	1	35	1	70	(68) 所得税法（令和3年5月改正 法律第37号）	諸法令の改定にともなう					
1	1	1	35	1	72	(70) 船員保険法（令和2年6月改正 法律第52号）		1	1	1	35	1	72	(70) 船員保険法（令和3年6月改正 法律第66号）	諸法令の改定にともなう					
1	1	1	35	1	73	(71) 著作権法（令和2年6月改正 法律第48号）		1	1	1	35	1	73	(71) 著作権法（令和3年6月改正 法律第52号）	諸法令の改定にともなう					
1	1	1	35	1	74	(72) 電波法（令和2年4月改正 法律第23号）		1	1	1	35	1	74	(72) 電波法（令和3年3月改正 法律第19号）	諸法令の改定にともなう					
1	1	1	35	1	76	(74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（令和2年3月改正 法律第14号）		1	1	1	35	1	76	(74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（令和3年6月改正 法律第58号）	諸法令の改定にともなう					
1	1	1	35	1	82	(80) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（令和元年6月改正 法律第37号）		1	1	1	35	1	82	(80) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（令和3年5月改正 法律第37号）	諸法令の改定にともなう					
1	1	1	40	3	1	3. 著作権法に規定される著作物	発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（平成30年7月改正法律第72号第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。	1	1	1	40	3	1	3. 著作権法に規定される著作物	発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（令和3年6月改正 法律第52号第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。	諸法令の改定にともなう				
1	1	1	41	5	2		また、工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査職員に提示しなければならない。	1	1	1	41	6	2		また、工事完成時、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、監督職員に提示しなければならない。	実態を踏まえた規定の変更				
1	2	4	1	15	2		表1-2-3 伐開除根作業	1	2	4	1	15	2		表1-2-3 伐開除根作業	道路土工盛土工指針 5-2基礎地盤の処理との整合				
1	3	5	4	3	3	(2)	受注者は、ミキサの練混ぜ試験を、JIS A 8603-2（練混ぜ性能試験方法）及び土木学会規準「連続ミキサの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。	1	3	5	4	3	3	(2)	受注者は、ミキサの練混ぜ試験を、JIS A 8603-2（コンクリートミキサ第2部：練混ぜ性能試験方法）及び土木学会規準「連続ミキサの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。	JIS名称変更にもなう				
								1	3	6	5	4	1	4. 狭径・過密鉄筋箇所における締固め	狭径・過密鉄筋箇所における締固めを確実に実施するため、その鉄筋径・ピッチを踏まえたパイプレンダを用いるものとし、その締固め方法（使用器具や施工方法）を施工前に施工計画書に記載しなければならない。	条文の追加				
2	2	8	3	0	2		再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（令和2年4月改正政令第148号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-2-24、表2-2-25、表2-2-26の規格に適合するものとする。	2	2	8	3	0	2		再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（令和2年12月改正 政令第34号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-2-24、表2-2-25、表2-2-26の規格に適合するものとする。	諸法令の改定にともなう				
2	2	12	1	0	6		JIS K 6744（ポリ塩化ビニル被覆金属板）	2	2	12	1	0	6		JIS K 6744（ポリ塩化ビニル被覆金属板及び金属帯）	JIS名称変更にもなう				
2	2	13	2	0	10		JIS C 8430（硬質ポリ塩化ビニル電線管）	2	2	13	2	0	10		JIS C 8430（硬質ポリ塩化ビニル電線管）	JIS名称変更にもなう				
3	1	1	4	7	2		表3-1-1 段階確認一覧表	3	1	1	4	7	2		表3-1-1 段階確認一覧表	地覆工、橋梁用高欄工の追加				
3	2	2	0	0	17		日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説（平成28年12月）	3	2	2	0	0	17		日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説／ボラードの設置便覧（令和3年3月）	諸基準類の改定にともなう				



現行条文 (令和3年版)					新条文 (令和4年版)					改定理由		
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項			
3	2	2	0	28	3	2	2	0	28	諸基準類の改定にともなう		
3	2	2	0	33	3	2	2	0	33			
3	2	3	2	4	8	3	2	3	2		4	8
3	2	3	2	4	9	3	2	3	2	4	9	諸基準類の改定にともなう
3	2	3	2	4	10	3	2	3	2	4	10	諸基準類の改定にともなう
3	2	3	2	4	11	3	2	3	2	4	11	諸基準類の改定にともなう
					3	2	3	2	4	12	諸基準類の改定にともなう	
					3	2	3	2	4	13	諸基準類の改定にともなう	
3	2	3	2	5	3	3	2	3	2	5	3	諸基準類の改定にともなう
3	2	3	2	5	4	3	2	3	2	5	4	諸基準類の改定にともなう
3	2	3	2	6	3	3	2	3	2	6	3	諸基準類の改定にともなう
3	2	3	2	6	25	3	2	3	2	6	25	諸基準類の改定にともなう
3	2	3	6	15	1	3	2	3	6	15	1	諸基準類の改定にともなう
3	2	3	7	3	1	3	2	3	7	3	1	諸基準類の改定にともなう
3	2	3	15	1	1	3	2	3	15	1	1	施工計画書に記載することを規定
3	2	3	25	3	4	3	2	3	25	3	4	施工実態を踏まえた規定の変更
3	2	4	4	13	2	3	2	4	4	13	2	JIS名称変更にとりなう
3	2	4	4	13	3	3	2	4	4	13	3	JIS名称変更にとりなう
3	2	4	4	13	4	3	2	4	4	13	4	JIS名称変更にとりなう
3	2	4	4	14	1	3	2	4	4	14	1	JIS名称変更にとりなう
3	2	6	6	4	1	3	2	6	6	4	1	施工上の留意点について規定
3	2	7	5	4	10	3	2	7	5	4	10	JIS名称変更にとりなう
3	2	7	5	4	11	3	2	7	5	4	11	JIS名称変更にとりなう
3	2	7	5	4	12	3	2	7	5	4	12	JIS名称変更にとりなう
3	2	10	16	9	1	3	2	10	16	9	1	諸基準類の改定にともなう
3	2	10	16	10	1	3	2	10	16	10	1	諸基準類の改定にともなう
3	2	12	7	1	8	3	2	12	7	1	8	諸基準類の改定にともなう
6	3	2	0	2	4	6	3	2	0	2	4	諸基準類の改定にともなう
6	3	2	0	5	6	6	3	2	0	5	6	諸基準類の改定にともなう
6	3	2	0	6	7	6	3	2	0	6	7	諸基準類の改定にともなう
6	4	2	0	10	10	6	4	2	0	10	10	諸基準類の改定にともなう
6	4	2	0	11	11	6	4	2	0	11	11	諸基準類の改定にともなう
6	5	1	0	5	1	6	5	1	0	5	1	諸基準類の改定にともなう
6	8	7	2	3	1	6	8	7	2	3	1	誤植
10	2	2	0	0	13	10	2	2	0	0	13	諸基準類の改定にともなう
10	2	2	0	0		10	2	2	0	0	23	基準類の追加
10	2	2	0	0		10	2	2	0	0	24	基準類の追加
10	2	8	1	3	1	10	2	8	1	3	1	諸基準類の改定にともなう
10	4	2	0	0	8	10	4	2	0	0	8	諸基準類の改定にともなう
10	4	2	0	0	12	10	4	2	0	0	12	諸基準類の改定にともなう
10	4	2	0	0	14	10	4	2	0	0	14	諸基準類の改定にともなう
10	4	2	0	0	16	10	4	2	0	0	16	諸基準類の改定にともなう
10	4	2	0	0		10	4	2	0	0	16	諸基準類の追加
10	4	2	0	0		10	4	2	0	0	17	諸基準類の追加
10	4	2	0	0		10	4	2	0	0	18	諸基準類の追加
10	4	2	0	0		10	5	2	0	0	12	諸基準類の追加
10	4	2	0	0		10	5	2	0	0	13	諸基準類の追加
10	4	2	0	0		10	5	2	0	0	14	諸基準類の追加
10	6	2	0	0	16	10	6	2	0	0	16	諸基準類の改定にともなう
10	7	3	6	3	1	10	7	3	6	3	1	工種間の整合
10	7	3	6	3	2	10	7	3	6	3	2	工種間の整合
10	8	2	0	0	9	10	8	2	0	0	9	諸基準類の改定にともなう
10	8	2	0	0	13	10	8	2	0	0	13	諸基準類の改定にともなう
10	8	2	0	0	21	10	8	2	0	0	21	諸基準類の改定にともなう

現行条文（令和3年版）						新条文（令和4年版）						改定理由		
編	章	節	項	下項	編章節条 (項目見出し)	編	章	節	項	下項	編章節条 (項目見出し)		新条文	
10	8	5	6	4	1	4.防錆処置 受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆のため鉄筋にモルタルペーストを塗布しなければならない。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	10	8	5	6	4	1	4.防錆処置 受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆、防食、損傷等を受けないようにこれらを保護しなければならない。	工種間の整合
							10	8	5	6	4	2	なお、施工方法に関しては監督職員の承諾を得なければならない。	工種間の整合
10	10	2	0	0	6	日本道路協会 道路構造令の解説と運用（平成27年6月）	10	10	2	0	0	6	日本道路協会 道路構造令の解説と運用（令和3年3月）	諸基準類の改定にともなう

図1-1-2 表示板の例



図1-1-2 表示板の例

図1-1-2 標示板の例



図1-1-2 標示板の例

表1-2-3 伐開除根作業

表1-2-3 伐開除根作業

区 分	種 別			
	雑草・ささ類	倒木	古 根 株	立木
盛土高1mを越える場合	地面で刈り取る	除去	根元で切り取る	同左
盛土高1m以下の場合	根からすき取る	〃	抜根除去	〃

表1-2-3 伐開除根作業

表1-2-3 伐開除根作業

区 分	種 別			
	雑草・ささ類	倒木	古 根 株	立木
盛土高1mを越える場合	地面で刈り取る	除去	抜根除去	同左
盛土高1m以下の場合	根からすき取る			

表2-2-26 再生用添加剤の標準的性状

表2-2-26 再生用添加剤の標準的性状

プラント再生用

項 目	標準的性状
動 粘 度 (60℃) mm <sup>2</sup> /S	80~1,000
引 火 点 ℃	250以上
薄膜加熱後の粘度比 (60℃)	2以下
薄膜加熱質量変化率 %	±3以内
密 度 (15℃) g/cm <sup>3</sup>	報告
組 成 (石油学会法JPI-5S-70-10)	報告

[注] 密度は、旧アスファルトとの分離などを防止するため0.95g/cm<sup>3</sup>とすることが望ましい。

表2-2-26 再生用添加剤の標準的性状

表2-2-26 再生用添加剤の標準的性状

プラント再生用

項 目	標準的性状
動 粘 度 (60℃) mm <sup>2</sup> /S	80~1,000
引 火 点 ℃	250以上
薄膜加熱後の粘度比 (60℃)	2以下
薄膜加熱質量変化率 %	±3以内
密 度 (15℃) g/cm <sup>3</sup>	報告
組 成 (石油学会法JPI-5S-70-10)	報告

[注] 密度は、旧アスファルトとの分離などを防止するため0.95g/cm<sup>3</sup>以上とすることが望ましい。

表3-1-1 段階確認一覧表

ポストテンションT(I)桁製作工 プレビーム桁製作工 プレキャストブロック桁組立工 PCホロースラブ製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁製作工 PC押し箱桁製作工 床版・横組工		プレストレスト導入完了時 横締め作業完了時 プレストレスト導入完了時 縦締め作業完了時 PC鋼線・鉄筋組立完了時 (工場製作除く)
トンネル掘削工		土(岩)質の変化した時

表3-1-1 段階確認一覧表

ポストテンションT(I)桁製作工 プレビーム桁製作工 プレキャストブロック桁組立工 PCホロースラブ製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁製作工 PC押し箱桁製作工 床版・横組工		プレストレスト導入完了時 横締め作業完了時 プレストレスト導入完了時 縦締め作業完了時 PC鋼線・鉄筋組立完了時 (工場製作除く)
地覆工 橋梁用高欄工		鉄筋組立て完了時
トンネル掘削工		土(岩)質の変化した時